



日本国憲法の教育を受ける権利（26条）と生存権（25条）との関係性の捉え直し

塚林，美弥子

(Issue Date)

2025-01-31

(Resource Type)

conference object

(Version)

Author's Original

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100492927>



「教育の機会均等」を語りなおす（その2）

日本国憲法の教育を受ける権利（26条）
と生存権（25条）との関係性の捉え直し

帝京科学大学講師 塚林 美弥子

2025年1月12日



帝京科学大学

【報告概要】

1. これまでの研究
2. 問題の所在
3. 憲法25条と憲法26条の統一的保障
4. 教育の「機会均等」と25条
および26条の統一的保障
5. おわりに

1. これまでの研究

- (1) フランスの連帯 (solidarité) 論
- (2) 「教育を受ける権利」(26条)の解釈論

学位論文 (博士)

フランスにおける「連帯 (solidarité)」概念の憲法学的考察

—「社会保護への権利 (droit à la protection sociale)」論序説—

2. 問題の所在

(1) 従来の条文解釈

① 憲法26条 「教育を受ける権利」

- ・ 生存権説
- ・ 学習権説



2. 問題の所在

(1) 従来の条文解釈 ②教育基本法4条

1項 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

3項 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

2. 問題の所在

(1) 従来の条文解釈

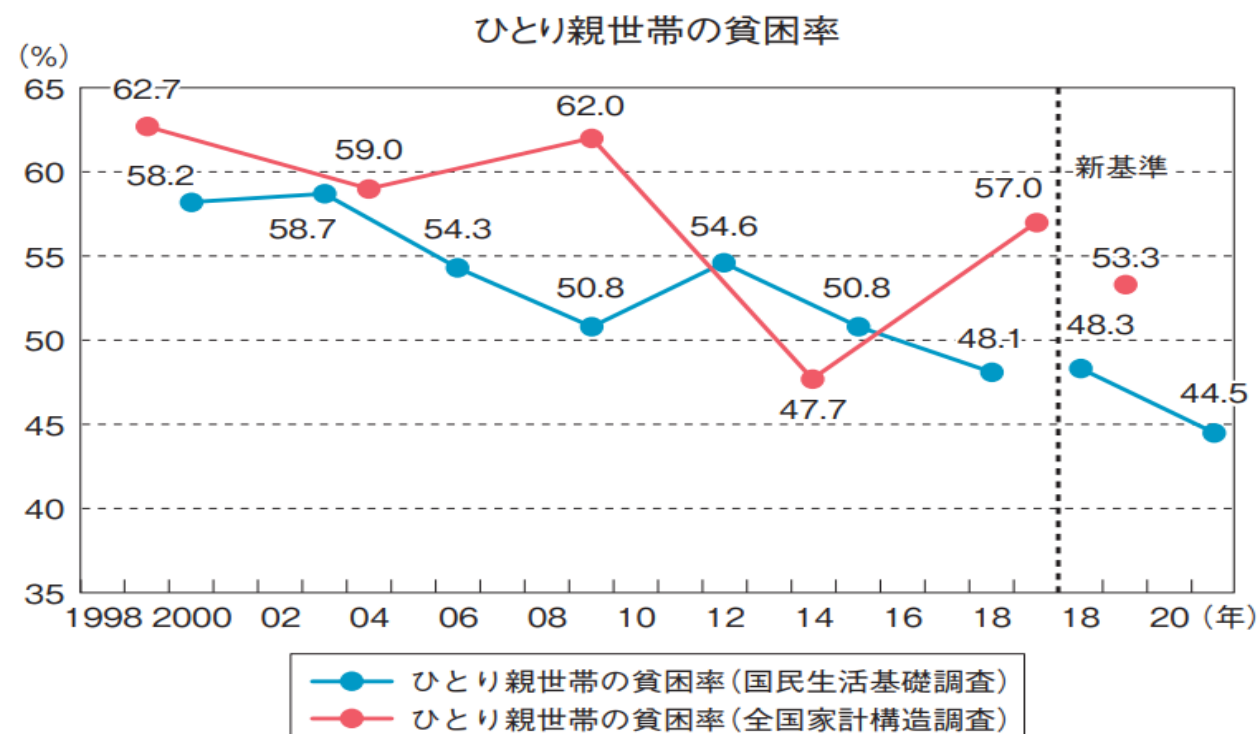
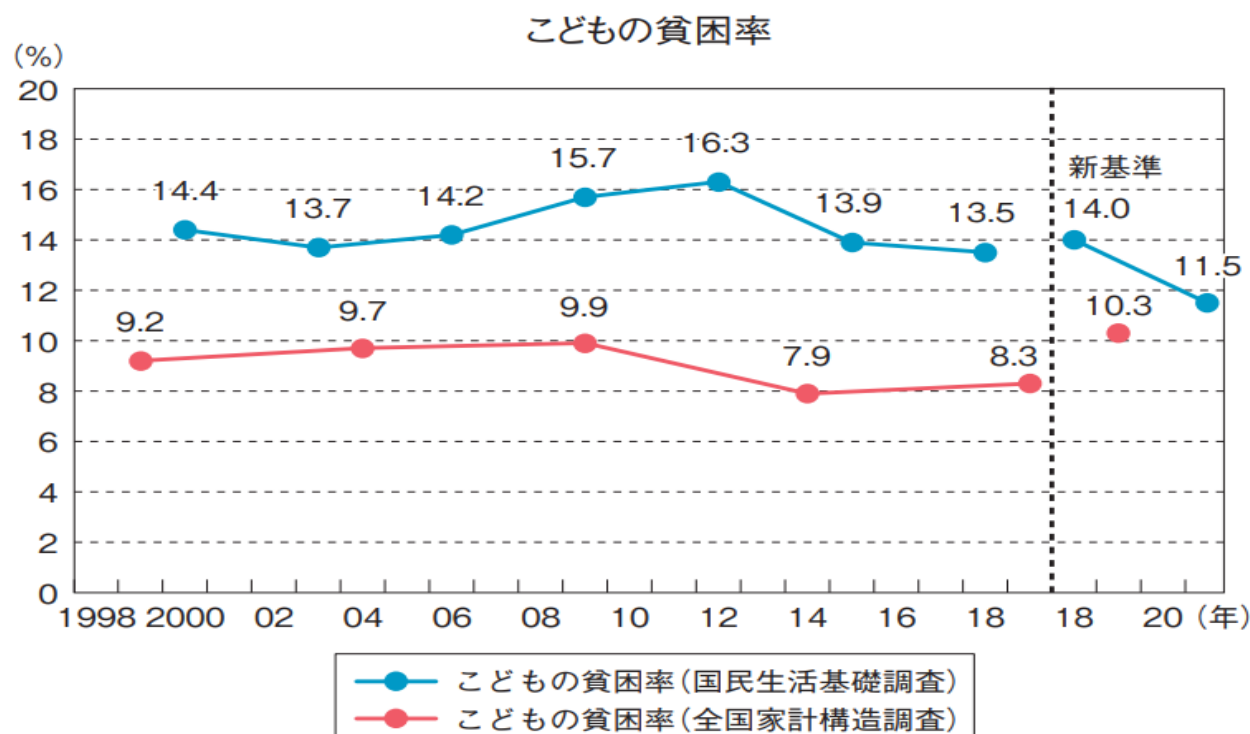
②教育基本法4条

- ・ 1項：憲法14条上の法の下の平等に
列挙されない「経済的地位」による差別禁止
- ・ 3項：国と地方公共団体の修学困難者に対する
奨学義務

2. 問題の所在

(2) 現実の問題状況 ① 子どもの貧困

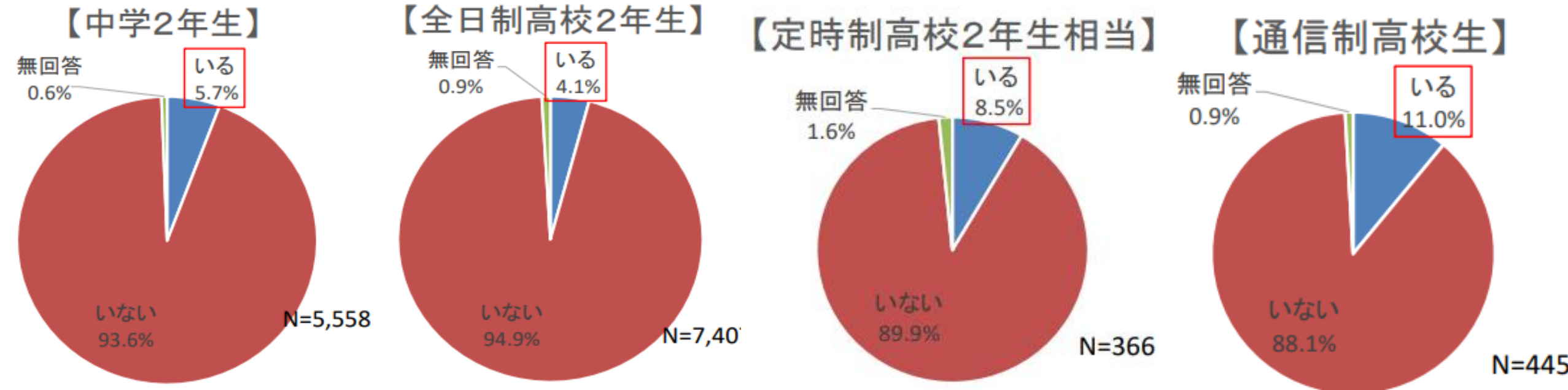
* 2024年度版子ども白書より



2. 問題の所在

(2) 現実の問題状況

② ヤングケアラー * 2020年厚労省調査より
○世話をしている家族が「いる」と回答した子の割合○



3. 憲法25条と憲法26条の統一的保障

(1) 25条の規範的性格

- ・ 憲法学界の生存権理解：自己の生を自律的・主体的に構想し、かつ達成しようとする営みを支援することを目途としたもの
- ・ 遠藤美奈説：他者とつながりをもちうることも憲法上の最低生活の保障に含む

3. 憲法25条と憲法26条の統一的保障

(1) 25条の規範的性格

- ・ 遠藤美奈説：善き生にとっては他者との関係性の維持、形成が不可欠
⇒ 「健康で文化的な最低生活」は自由かつ自律的な生の構想とその前提となる他者との関係性を自由に取り結べることを含んでいる

3. 憲法25条と憲法26条の統一的保障

(2) 規範的可能性

- ・ 子どもの権利 = 一定の物的環境や社会的関係を要求する権利
⇒ 25条の規範性は特に子どもにあてはまる
- ・ 物的環境たる教育の場における「善き生」
⇒ 生存権を学習権の解釈上の枢要に再定位

4. 教育の「機会均等」と25条 および26条の統一的保障

- ・ 教育の本質：一人ひとりの人間が新しい知識や技術を獲得し、それを使って人間の社会的関係に適応もしくはこの関係を変革していく「ちから」を身に着ける
 - 自己自身の主人公になること
- ・ 様々な経験や遊び、周囲の大人や友人と関係性を構築する契機も、教育機会均等に含まれる

4. 教育の「機会均等」と25条 および26条の統一的保障

- ・ 憲法及び教育法上の教育の機会均等の意義
⇒ 善き生の模索の保障としての機会の均等

ex) クラスメイトと共通の体験をする
安心できる場で試行錯誤を繰り返して
自己の世界を拡げる

4. 教育の「機会均等」と25条 および26条の統一的保障

- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策推進法
(2024年6月26日成立)

第一条 この法律は、貧困により.....こどもが多様な体験の機会を得られないこと.....社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第**25**条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和四年法律第七十七号）の精神にのっとり、.....

5. おわりに

- ・ 連帯概念：自己実現の足場を喪失している人々は社会的排除によって権利を侵害されていると観念
 - ⇒ 権利を侵害された人々を社会にもう一度組み込むための新たな社会的合意を調達し、社会的権利義務関係を再構築する

5. おわりに

- ・ 子どもの自己実現が妨げられている場合
⇒ 親や家庭の問題ではなく、社会的問題として
再考することが必要
- ・ 今後の課題：連帯論の視座から、子どもの権利
と社会の義務について新たな合意を調達する

参考条文

【日本国憲法】

第26条1項「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」

2項「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」

第14条1項「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

第25条1項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」



参考条文

【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律】

第1条「この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第25条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法の内容にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。」

参考条文

【教育基本法】

第4条1項「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」

2項「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」

3項「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。」

ご清聴ありがとうございました！

청취 해주셔서 감사합니다！